

#### 4 通所型サービス費(独自)

基本部分		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に基準を満たさない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (1月につき 1,672単位)	×70/100	×70/100	-376単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき 3,428単位)			-752単位
	事業対象者・要支援1 (1回につき 384単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合			-376単位
	事業対象者・要支援2 (1回につき 395単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合			-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき 100単位を加算)			
ハ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算	(1月につき 240単位を加算)			
ホ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)			
ヘ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)			
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)		
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)		
チ 選択のサービス複数実施加算	(1) 選択のサービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)		
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)		
	(2) 選択のサービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)		
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)		
リ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)			
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 88単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 176単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 24単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 48単位を加算)		
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位(3月に1回を限度))		
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算) ※運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位		
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)		
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)		
ワ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)			
カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)			注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)			
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×12/1000)			注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1000)			
ク 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)			注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

： 支給限度額管理の対象の算定

： 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

#### 5 通所型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

#### 6 通所型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。